

第6章 自衛隊における教育訓練体系・教官養成・教育訓練方法について

第1節 自衛隊における教育訓練の特徴

自衛隊は「自衛隊法」第3条①項※1に定めるように、他の官庁、公共機関とは違った「任務」をもっており、したがってまた自衛隊員も第52条※2にあるように独自の「服務」条件の下に置かれている。それゆえいわゆるライン系列の隊員はもちろんスタッフ系列の構成員も一部の職員を除いてそれぞれの職種および階級・職位に対応した自衛隊独自の教育訓練体系の下で「養成」され、専門的技術能力を「向上」させ、さらに部隊指揮・幕僚業務などの管理能力が「開発」される。そしてこの「養成」「向上」「能力開発」を一貫する自衛隊の教育訓練の骨格は、「防衛庁設置法」「自衛隊法」によって規定されている。

1) 「防衛庁設置法」

この法律は、第1章「総則」、第2章「防衛庁」の2章構成になっており、第2条以下は第2章に含まれる。教育訓練については、第2章で規定されている。

具体的には第一に、第1節「通則」の第5条（防衛庁の所掌事務）の第8号において「職員の教育訓練に関すること。」と規定しており、教育訓練の対象となる職員は、第4節で明らかにしているように、自衛官（第59条）、事務官、技官および教官（第60条）となっている。

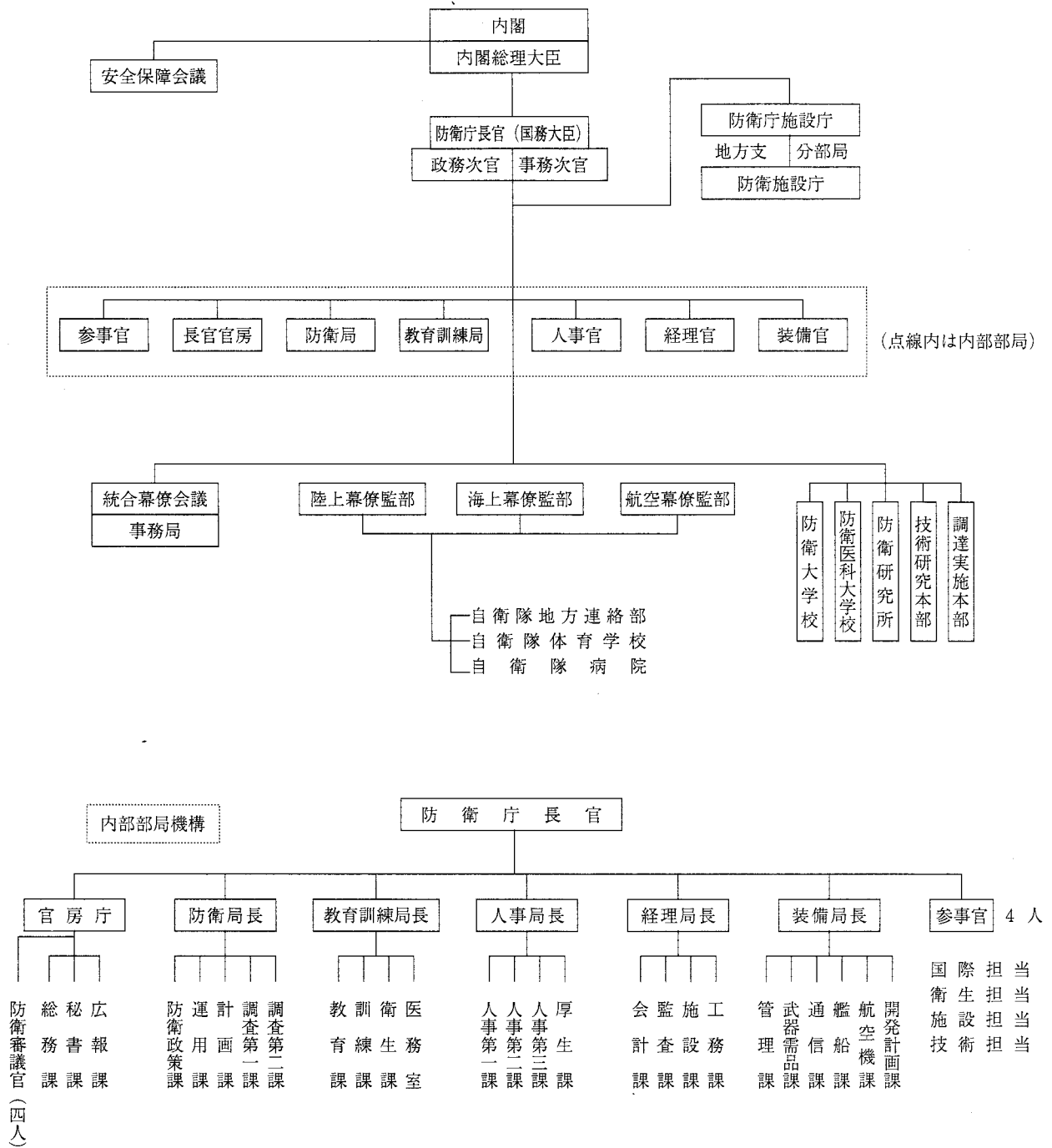
第二は、第2節「本庁」の第2款「施設機関等」で防衛大学校（第17条）、防衛医科大学校（第18条）の設置、教育訓練の目的などについて規定している。

そして第3に、第3款「特別の機関」の第21条（幕僚監部）で陸上、海上そして航空幕僚監部を置くことを規定した上で、第23条（幕僚監部の所掌事務）の第1項の②で「教育訓練、行動、編成、装備、配置……並びに職員の人事および補充の計画の立案に関する」事務を行うこと、さらに第25条で統合幕僚会議を置くこととし、そこに「上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行う……機関を付置する」ことつまり統合幕僚学校の設置を規定している。

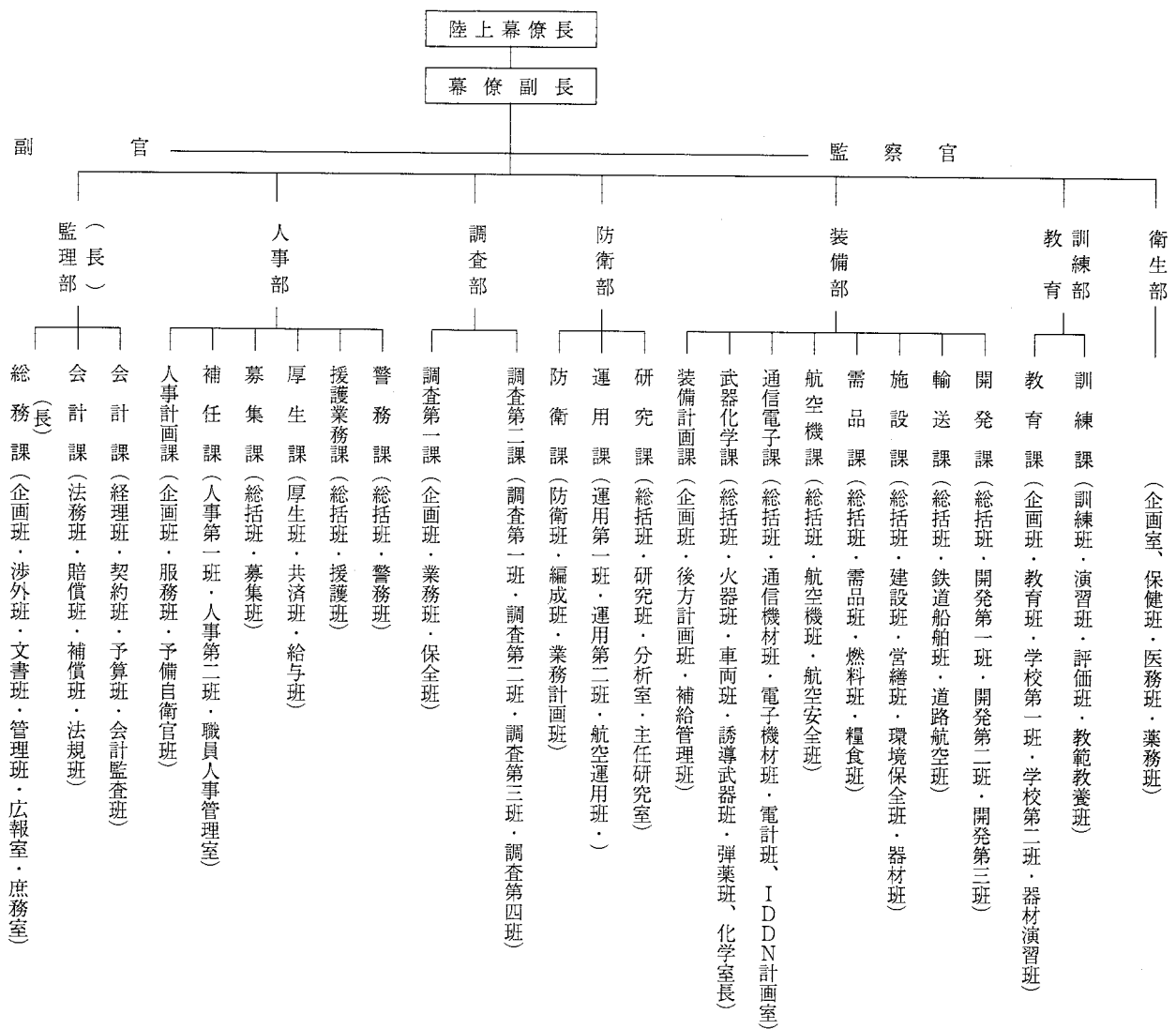
これらの教育訓練の企画・運用についての規定は、政令等で規定されることになっている。

それは第一に第10条（内部部局の所掌事務）の第5項で、第5条第8号の「職員の教育訓練に関すること。」という規定を承けて、6-1図にあるように防衛庁の内部部局の一つである教育訓練局の三つの課で受け持つことになっている。教育課においては「職員の教育訓練の基本に関すること。防衛大学校、防衛研修所に関すること。」が、訓練課は「自衛隊の部隊訓練の基本に関することが。」、そして防衛医科大学校について「保健衛生及び医療の調査、研究の基本に関すること。衛生資材の調達、規格の統一及び研究改善の基本に関すること。」と並んで衛生課の管掌事項となっている。

第二に各幕僚監部の教育訓練は、陸上幕僚監部に限定してみると、6-2図のように陸上幕僚長の管理下にある教育訓練部の二つの課で統括されている。教育課では「教育訓練計画の総合調整。学校及び教育訓練関係の部隊の教育訓練計画、総合視察。教育訓練機材の取得及び配分計画。教育訓練関係の部隊の業務の総合運営。」を、訓練課では「部隊及び機関の教育訓練の計画、検閲、演習。教範その他の



6-1 図 防衛庁機構図



6-2 図 陸上幕僚監部機構図

教育訓練資料の整備。」を担当している。

以上の企画・運用にもとづいて行われる教育訓練の実施については、「自衛隊法」で規定されている。

2) 「自衛隊法」

第1条（この法律の目的）に「この法律は、自衛隊の任務、自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊の行動及び権限、隊員の身分取扱等を定める」とあるように、教育訓練の実施についての基本はこの法律で規定されている。ここでは、陸上自衛隊を中心に述べることにする。

教育訓練の実施についての直接的な規定は、第4章「機関」の第24条で、自衛隊の機関として学校、補給処、病院そして地方連絡部をあげ、第25条で学校、第27条で病院で行われる教育訓練について定めている。

前者では「学校においては、隊員に対してその職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練（病院の所掌に係わるものをのぞく。）を行うとともに、それぞれ各部隊の運用等に関する調査研究を行う。」とある。

また後者では「……診療に従事する隊員の当該専門技術に関する訓練又は看護に従事する隊員の養成……を行う」とある。

しかし教育訓練は、上記の機関だけで行われるわけではない。自衛隊の任務を実質的に担うのは第3章で規定している部隊である。この部隊編成は6-3図のようになっているが、第10条（編成）で次のように定めている。

「①陸上自衛隊の部隊は、方面隊その他の長官直属部隊とする。

②方面隊は、方面総監部及び師団その他の直轄部隊からなる。

③師団は師団司令部及び連隊その他の直轄部隊からなる。」

そして6-4図、6-5図から明らかなように部隊には教育訓練を主任務とするものがあり、各師団でも多様な形で教育訓練が行われている。第6章「自衛隊の行動」の各条項で定めている防衛出動などや災害派遣などの実際的な行動以外の日常は、教育訓練に明け暮れているといってもよいであろう。

ここで「独自の教育訓練体系」というのは、6-6図（1）、6-6図（2）に示すように自衛隊員としての任用期間を一貫する教育訓練、いわば自衛隊員としての職業生涯にわたる教育訓練が整然とした体系の下で行われていること、一部を除いて他の教育訓練機関によって代替されないことを意味している。もちろん他の官庁または民間の業種の業務あるいは、文部省系を含む多種多様な教育訓練機関での教育訓練が、自衛隊の諸業務にとって有用でありまた必要であれば、自衛隊の教育訓練体系の中に委託教育として積極的に位置づけられていることはいうまでもない。

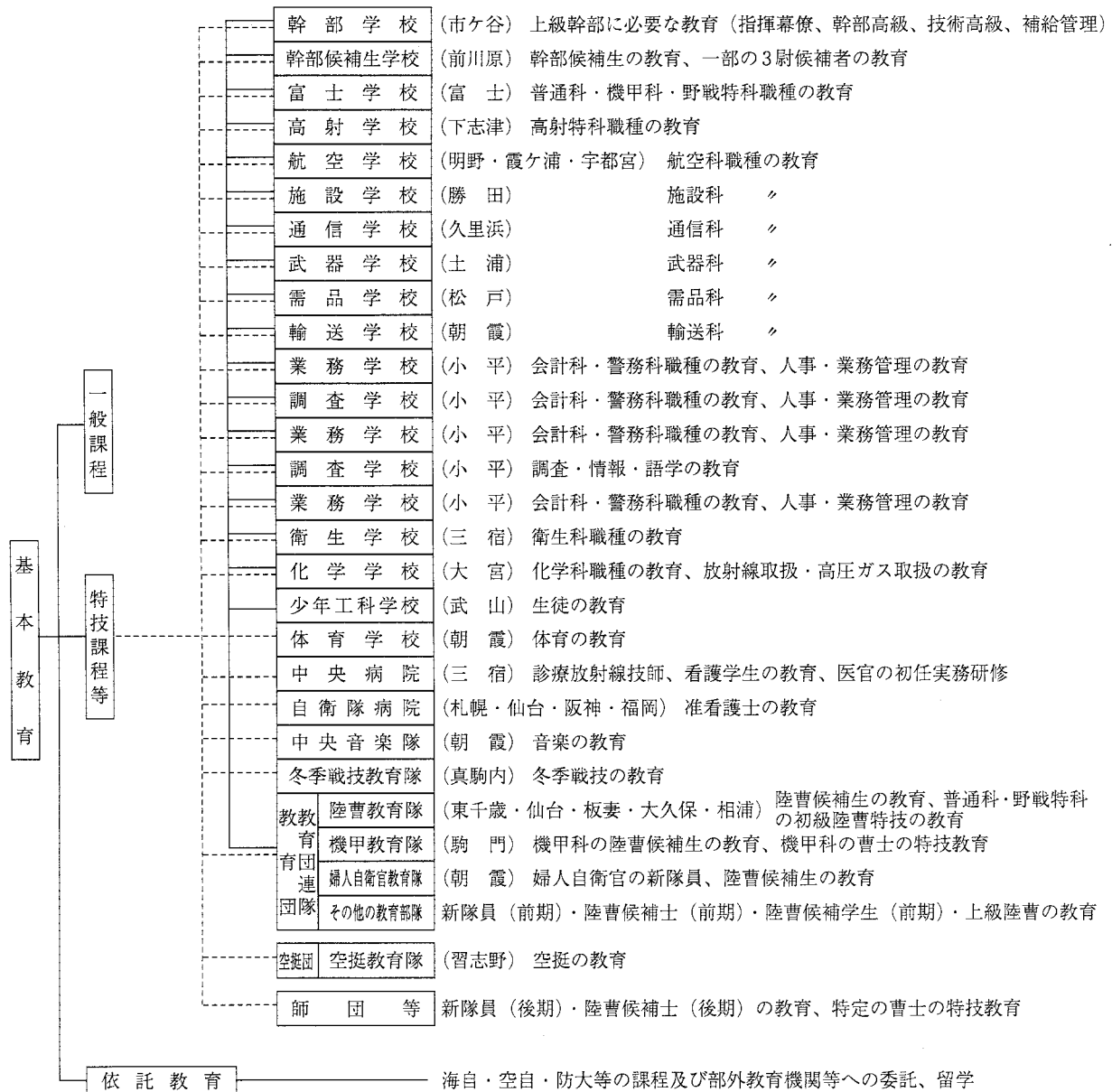
なお本稿ではとくに断らない限り、すでに述べたように陸上自衛隊の教育訓練に限定して叙述することにする。

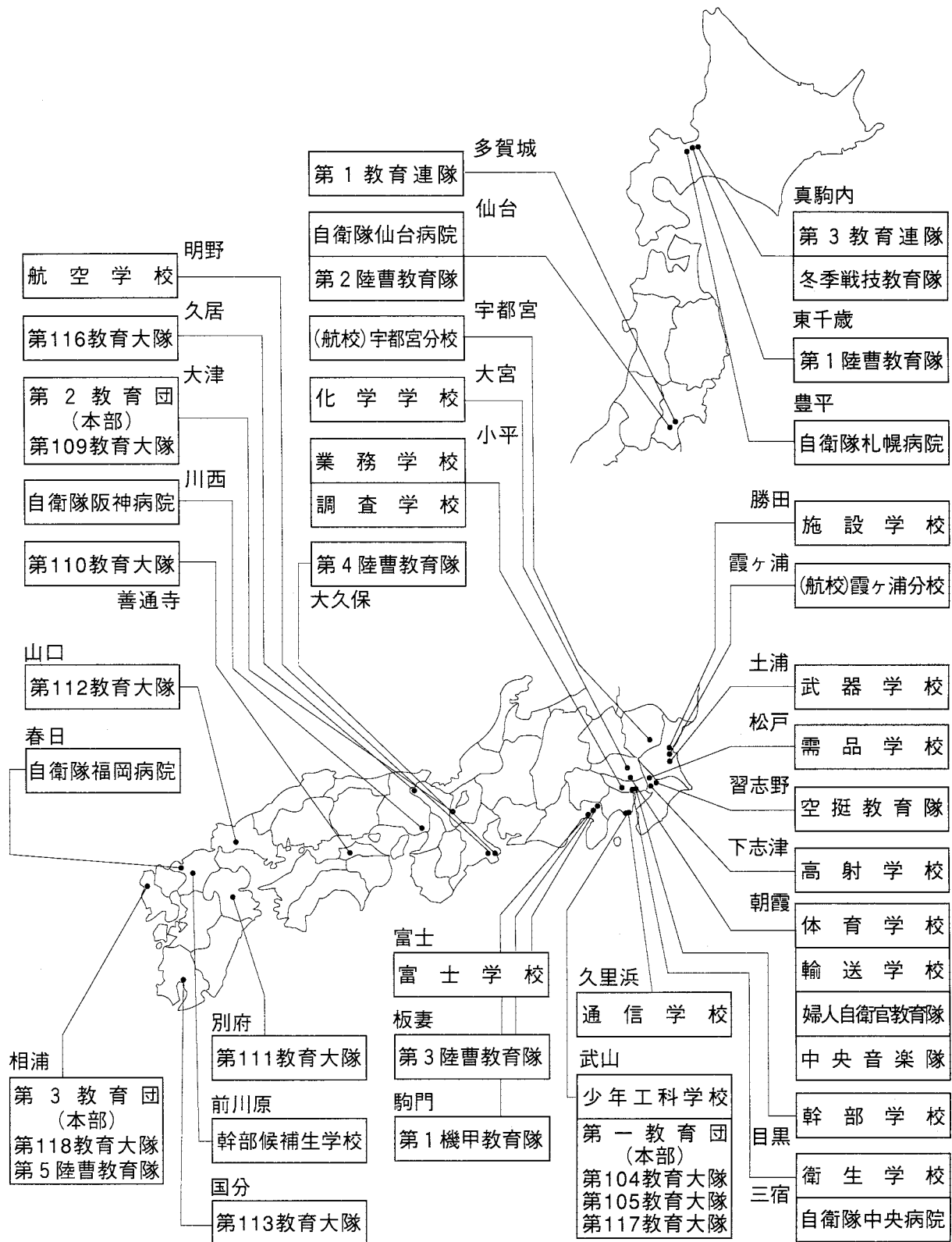
※1（自衛隊の任務）「自衛隊は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。」



6-3図 陸上自衛隊編成図

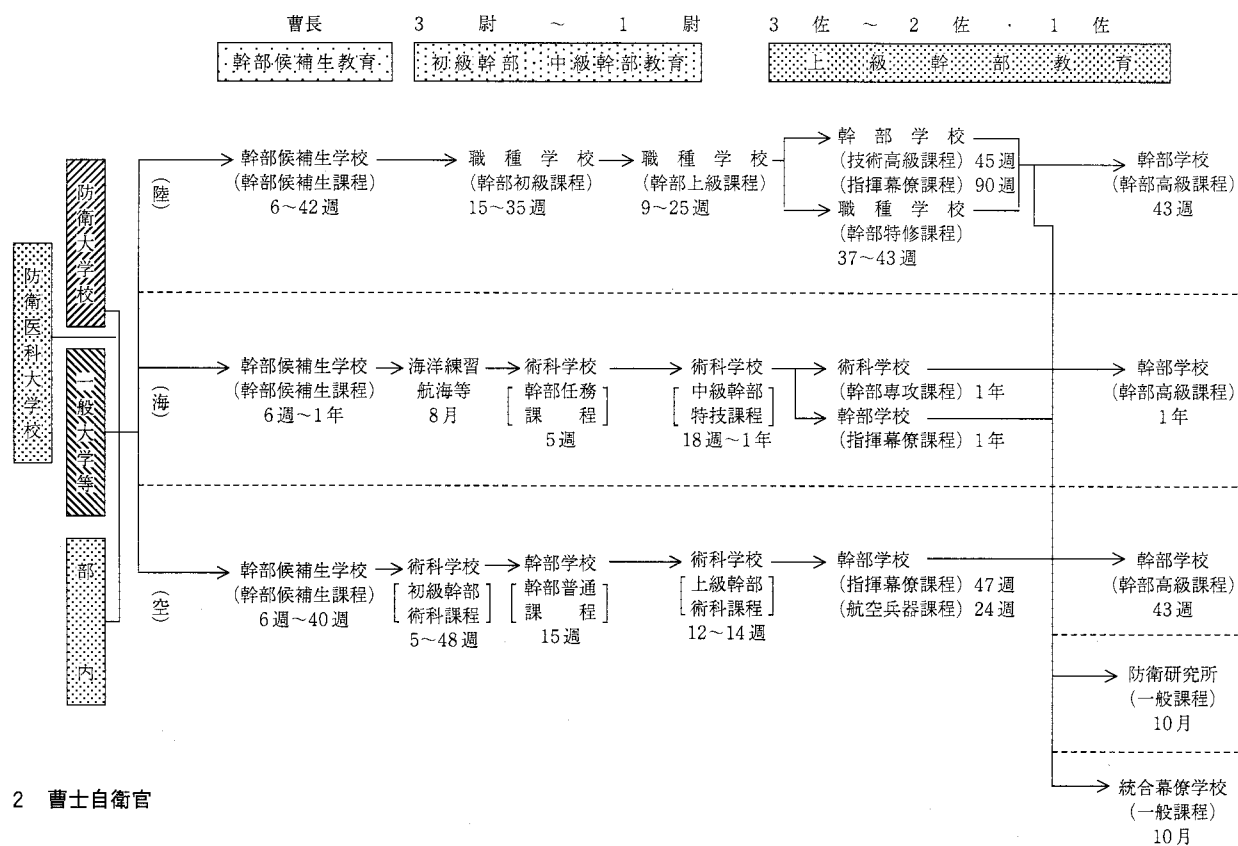
6-4 図 陸上自衛隊基本教育体系



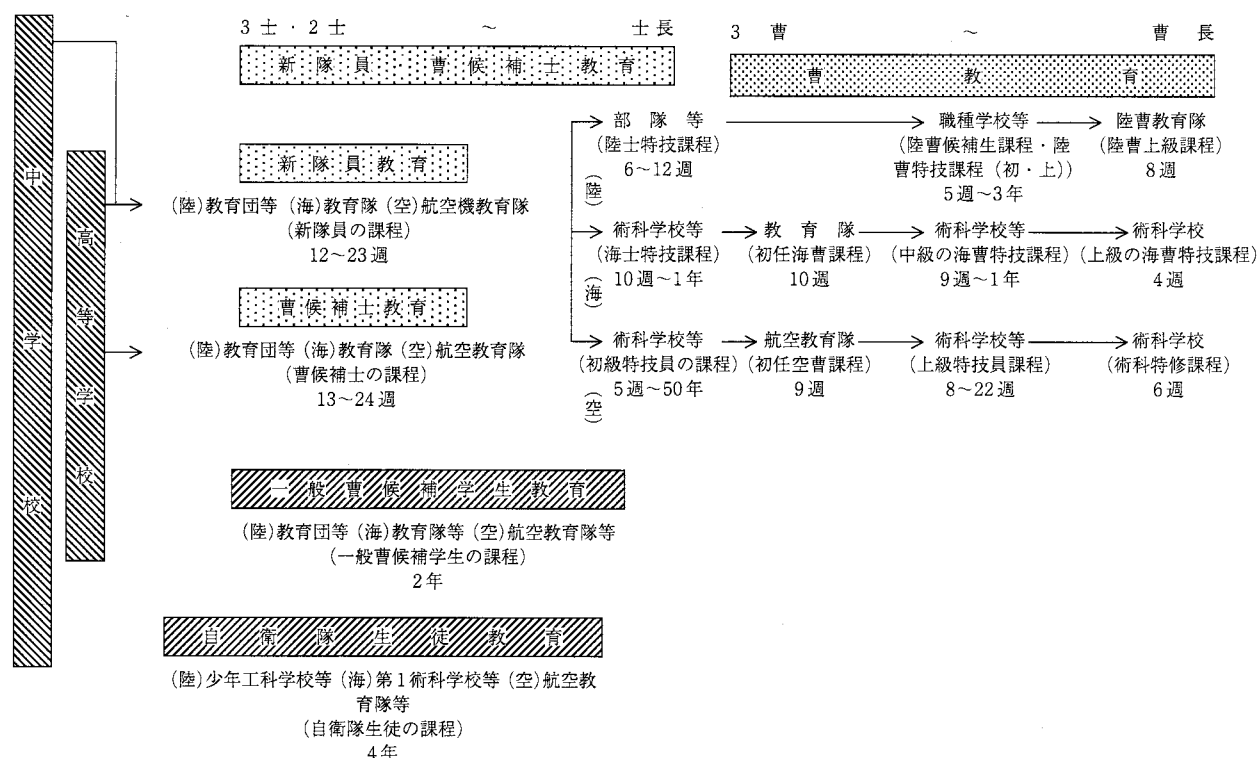


6-5 図 陸上自衛隊学校・教育部隊配置図

1 幹部自衛官



2 曹士自衛官



6-6 図 (1) 自衛官の教育体系の概要

- ※2（服務の本旨）「隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもって専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もって国民の負託にこたえることを期するものとする。」

第2節 陸上自衛隊における教育訓練体系

自衛隊の基本教育は、6-6図（1）に見られるように基本的には幹部自衛官と曹士自衛官との2系列の教育訓練体系があり、また6-6図（2）の陸上自衛隊の「基本教育体系」にあるように「一般課程」、「特技課程等」そして「委託教育」の3領域からなっている。一般課程は陸上自衛隊における「義務教育」であって、陸士（兵）、陸曹（下士官）および幹部（将校）の各階層に応じてそれぞれの業務の主要な結節となる時点で履修を義務づけている課程である。特技課程は、専門分野の要員を養成するため陸士、陸曹および幹部の各階層に対応して設定している課程である。それぞれの課程について若干詳述すると次のようである。

- 1）一般課程：この課程はすでに述べたように曹士自衛官に対するものと、幹部自衛官を対象とするものとに分けることができる。

- （1）曹士自衛官であれば、①中学校または高等学校を卒業して陸士採用試験に合格した新規隊員に対する職種（旧陸軍の兵科。例えば普通科一歩兵科、特科一砲兵科、機甲科一戦車兵科、施設科一工兵科、輸送科一輜重兵科など）決定以前に行われる教育団、教育部隊あるいは各種の教育隊（以下教育隊等と略記する。）での教育、それに続く各師団の各職種部隊での新隊員後期教育、②続いて陸曹採用試験に合格した隊員に対する教育隊等での陸曹候補生課程、③昇任試験をパスした者に対する主に各職種教育隊等での陸曹上級課程、④さらに昇任試験を経て3尉への昇任を前提とする3尉候補生課程または選抜試験に合格して幹部自衛官への道を歩むための一般幹部候補生課程での教育がオーソドックスな教育訓練過程である。

この他に、陸曹としての資質・能力を養成するため、①高等学校を卒業して採用試験に合格して陸曹候補生課程、または約2年間の教育訓練を受ける一般陸曹候補生課程がある。前者は課程修了後「練成訓練」を経て陸曹候補生課程へ、後者は課程修了後続いて陸曹候補生課程そして「練成訓練」を経ていずれも陸曹上級課程へと進んでいく。②中学校を卒業し採用試験を経て、高等学校卒業資格を取得することができる約4年間の課程からなる少年工科大学校に入学するケースとがある。この「生徒の課程」のおよそ4年間は前、中そして後期の3期にわかれており、前期の3年間で高等学校の機械科、電子科の課程を修了して高等学校卒業の資格を取得し、中期の3ないし9ヶ月の課程は各職種学校（例えば、高射学校、航空学校、施設学校、通信学校そして武器学校など）での教育訓練を受け、ついで3ないし5ヶ月間の後期の課程では各職種部隊に配属されて各職種ないし特技の教育訓練を受け、その後上級陸曹特技課程、陸曹上級課程を経て上級陸曹に任用される。

- （2）幹部自衛官の場合は、①高等学校を卒業し、入学試験に合格して防衛大学校に進学し卒業後幹部

候補生学校の一般幹部候補生課程に進むケースと、一般大学等を卒業し、採用試験にパスして一般幹部候補生課程に進むコースとがある。これに続くオーソドックスな進路は、尉官段階では②各職種学校に設置された各職種ごとの幹部初級課程、③幹部上級課程での教育訓練を経て、主に一尉で選抜試験に合格した適任者が⑤幹部学校の指揮幕僚課程、技術高級課程に、または各職種学校の幹部特修課程に、さらにその中から適任者が⑥幹部学校の幹部高級課程に進む。これと並んで統合幕僚会議に付設された統合幕僚学校、これらとは若干性格を異にするが他省庁の高級官僚を含んだ者を対象とする防衛研修所がある。幹部学校の課程は佐官クラスを対象とするものであって、戦前の陸軍大学校に相当するものと考えられる。

一般課程はもちろんづぎに取り上げる特技課程の教育訓練は、各課程での教育訓練の目的、内容に即してそれぞれの課程終了後に勤務する部隊またはポストなどを考慮しており、そこでの教育訓練を含む「練成訓練」に入っていく。いうならば、自衛隊での教育訓練は、それと実践とが交互にサンドイッチ状になって構成されており、これが他省庁、諸部門でのケースと違った著しい特徴になっているといえよう。より上級の教育訓練がただ昇職のためのそれにとどまることを許さない、まさに言葉の正しい意味での即戦力が求められる厳しいものとなっている。

2) 特技課程：この課程は各職種内部の特定の職務、例えば各種施設・設備および火砲、戦車を含む軍用車両などの整備・修理要員、それぞれの部隊内部に配置される通信要員、各種火砲の射手などの陸士、陸曹の養成を中心とし、これら特定の職種つまり特技の担い手によって構成される部隊の指揮・管理に当たる幹部クラスの教育を含む課程で、多くは職種学校などに設置されている教育訓練課程である。この特技課程は一般に必要な最小限の期間内に教育訓練効果を上げる努力がなされている。一年以上にわたる課程は衛生・医療関係の特技課程に置かれており、厚生省関係法規で定めている各種の医療従事者としての資格取得のため教育期間（準看護婦＜士＞養成－中学校卒業後2年、診療放射線技師および診療エックス線技師養成－高等学校卒業後3年、臨床検査技師－高等学校卒業後3年等）に対応している。

(1) 陸曹士に対する特技課程は、前・後期の新隊員教育修了後に各種部隊に配属されそこでの「練成訓練」を経て、①陸士特技課程に、ついで②昇任試験に合格して一般課程の陸曹候補生課程を終了しひき続き、③初級陸曹特技課程に進み、その成果を「練成訓練」で発揮し、④適任者として認められて上級陸曹特技課程に派遣され、⑤再び実施部隊での「練成訓練」を終え、能力・適性ありと認められた者はさらに一般課程の陸曹上級課程に派遣され、そこでの教育訓練に入るとというのが典型的なプロセスである。

もう一方の過程の一つは、一般課程でも取り上げた陸曹候補士課程から「練成訓練」を経て、また一般陸曹候補生が各職種の陸曹候補生課程、「練成訓練」を経て特技課程に進む道である。これはそれぞれの特技領域の人員配置の必要と各隊員の適性・能力を評価した上での派遣である。前者は陸士特技課程へ、後者は初級陸曹特技課程へ進む。もう一つは、すでに述べた少年工科学校を卒業して「練成訓練」に入り上級陸曹特技課程さらに陸曹上級課程に派遣されるケースである。

いずれの場合も、上級陸曹特技課程そして陸曹上級課程の修了者は、各職種部隊の第一線の基幹要員として、さらにそれぞれの上級課程の成績優秀者で教育訓練担当適任者は初級幹部隊員の助教

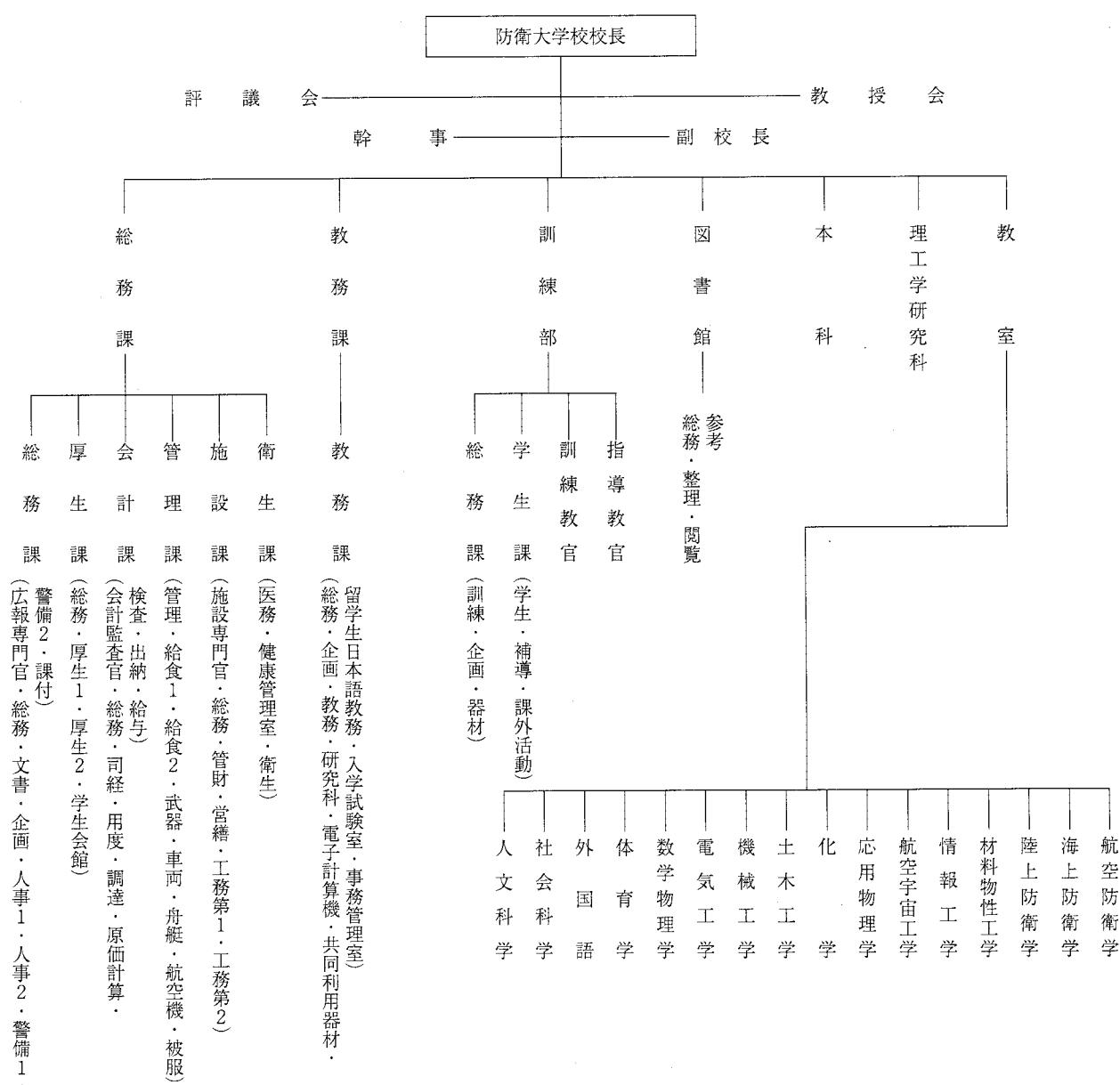
として「練成訓練」に携わり、あるいは各教育部隊等および各職種学校の特技課程の助教として選任されることになる。とくに注目すべき第一点は、陸曹クラスの特技課程が一般課程とリンクすることによって、ただ特技領域に熟達しているばかりでなく、熟練した特技とともに上級陸曹として陸士集団を指導・監督し、また教育訓練するのにふさわしい資質、能力が「向上」できるように配慮されていることである。そして第二点は、これもすでに一般課程の項でも述べた上級陸曹特技課程、陸曹上級課程を経て選抜試験を突破して一般幹部候補生課程、さらに幹部初級課程を終えて幹部特技課程に進んだ者である。これらの幹部は、それぞれの特技についてはもちろんそれを含む各職種の教官として、また指揮官として勝れた能力を発揮するであろうということである。特技が職種に較べたとき、きわめて狭い領域の技能、技術であったとしても、特技の内容がME化技術革新を反映し、またそれが部隊の装備の技術水準を高度化し、したがってかつてとは較べものにならない戦略・戦術の変化を促したとすれば、最前線でまさに高度の装備の機能・能力の発揮を受け持つ上級陸曹にあっては、実践的なそれを含む自然科学、工学の基礎的・基本的な知識とそれを裏付ける高度の理論を修得することが必要になるはずであり、それを実践において適用する技能、技術力が求められる。したがってこのような特技課程の教育訓練の性格からして、例えば基礎的・基本的な内容については通信学校の基礎電子課程で学び、連続して武器学校のレーダー特技課程で専門的かつ実践的な教育訓練を約40週にわたって受けるというように、ある特定の特技を修得するのにふさわしい課程の設定が行われている。

- (2) 幹部要員で特技課程を履修する者は、上で述べたような情勢の中での教官としてまた指揮官としていわゆる科学技術に強い人材でなければならない。後に取り上げるように防衛大学校が理工系の学科、学科目を中核にした組織・編成になっていること、そして一般大学から試験で採用された者の相当数が理工系学部・学科の出身者であり、いずれも配属される職種あるいは部隊が、専攻した領域と必ずしも一致していないという事実は、各職種部隊の武器を含めた大小の装備が先端技術の成果を先進的にしかもきわめて積極的に取り入れていることの反映であろう。とりわけ幹部要員は階級が上昇するにしたがって特技能力が、指揮官あるいは幕僚としての任務と高度に結合されなければならないとすれば、他方で、大学、研究機関の研究者と共通する専門領域においての諸能力が総合的な能力の一部を構成するものとして備わっていなければならないであろう。

- 3) 委託教育：自衛隊に新たに導入される装備品についての専門的な知識・技術の修得を、その製造に当たった民間企業に派遣して、それが外国から導入した場合には留学という形でおこなう教育であり、主にその装備品の定着・運用の指導に当たる教官に対しておこなわれるのが一般的である。また自衛隊内部の防衛大学校を含む学校でカバーできない領域の教育・研究について、一般大学の科目履修生（従来の研究生）または、「大学院設置基準」の改正にともなって「優れた業績を上げた者」について修士課程、博士課程のいずれもが「1年以上在学すれば足りる」（第16条および第17条）としたことから、大学とりわけ大学院への委託入学者の数がそれほど多くないにせよ積極的に進められていることは注目してよいであろう。

また「防衛庁設置法」第17条第④項で、「外国人の教育訓練を受託する」ことを定めていることも忘れてはなるまい。

4) 防衛大学校：周知のように防衛大学校は、すでに述べたように「防衛庁設置法」第17条で定められているように陸上、海上そして航空自衛隊の幹部要員の養成をおこなう教育機関であり、陸上自衛隊独自の教育訓練に限定されているわけではない。その組織は6-7図の通りである。教育課程は平成元年改訂の「大学設置基準」以前の分類によれば、一般教育、外国語教育、体育そして専門教育科目からなっており、専門教育課程は、理工学専攻と人文・社会科学専攻教育科目に分かれている。前者の学科には電気工学、機械工学、土木工学、応用化学、応用物理学、航空工学の諸学科、後者には管理学科、国際関係学科が置かれている。人文・社会科学系の2学科を別にすれば、防衛大学校は文部省系大学の理工学部教育機関に相当するものであるといえよう。この限りでは戦前の陸・海軍の将校養成学校が理工系教育科目を基礎とする教育機関であったのと同じ系統に属する。しかし大きく異なる



6-7図 防衛大学校組織図

技術研究本部

技術研究本部		庶務係長		制式規格		技術開発官		8設計		(研究室長)		研究業務調整専門官	
(6.9.1 現在)		第1	技官	制式規格2	技官	副技術開発官	技官	技官	技官	火気技官	2陸佐	事務官	
本部長	技官	第2	技官	制式規格3	技官	副技術開発官	技官	技官	技官	弾薬技官	技官	課長補佐	
副本部長	事務官	第3	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	弾薬第2	技官	課長補佐	
総務部長	事務官	第4	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	弾薬第3	技官	第1部長	
総務部長	事務官	第5	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	弾薬第4	技官	主任研究官	
(課長補佐)	事務官	企画室	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第1	2陸佐	主任研究官	
総括	事務官	首席企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第2	技官	主任研究官	
企画調整官	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第3	技官	主任研究官	
渉外広報専門官	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第4	技官	主任研究官	
保全専門官	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第5	技官	主任研究官	
研修専門官	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第6	技官	主任研究官	
人事管理室長	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第7	技官	主任研究官	
至長補佐	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第8	技官	主任研究官	
人事計画専門官	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第9	技官	主任研究官	
厚生専門官	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第10	技官	主任研究官	
(係長) 総務	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第11	技官	主任研究官	
文書	(兼)	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第12	技官	主任研究官	
調整1	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第13	技官	主任研究官	
調整2	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第14	技官	主任研究官	
人事1	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第15	技官	主任研究官	
人事2	(兼)	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第16	技官	主任研究官	
厚生	(兼)	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第17	技官	主任研究官	
會計課長	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第18	技官	主任研究官	
(課長補佐)	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第19	技官	主任研究官	
予算専門官	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第20	技官	主任研究官	
經理専門官	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第21	技官	主任研究官	
經理専門官	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第22	技官	主任研究官	
調査管理専門官	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第23	技官	主任研究官	
施設管理室長	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第24	技官	主任研究官	
施設専門官	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第25	技官	主任研究官	
會計監査官	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第26	技官	主任研究官	
會計監査官	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第27	技官	主任研究官	
(係長) 庶務	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第28	技官	主任研究官	
予算決算	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第29	技官	主任研究官	
用度支出	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第30	技官	主任研究官	
契約	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第31	技官	主任研究官	
原簿	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第32	技官	主任研究官	
施設	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第33	技官	主任研究官	
設備	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第34	技官	主任研究官	
會計監査官	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第35	技官	主任研究官	
會計監査官	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第36	技官	主任研究官	
(係長) 庶務	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第37	技官	主任研究官	
予算	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第38	技官	主任研究官	
度支	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第39	技官	主任研究官	
契約	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第40	技官	主任研究官	
設計	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第41	技官	主任研究官	
施設	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第42	技官	主任研究官	
設備	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第43	技官	主任研究官	
會計監査官	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第44	技官	主任研究官	
會計監査官	事務官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第45	技官	主任研究官	
企劃部長	技官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第46	技官	主任研究官	
管理課長	技官	企画調整官	技官	副技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第47	技官	主任研究官	
(班長) 総括	事務官	企画調整官	技官	技術開発官	技官	総括室長	技官	技官	技官	信管第48	技官	主任研究官	

のは、理工系の教育がそれぞれ独立した学科および学科目によって教育されること、とりわけ人文・社会科学専攻学科がおかれていることである（もちろん戦前にも陸軍に限っていえば、陸軍経理学校が陸軍予科士官学校・本科士官学校に並ぶものとしてあった。）。このことはアメリカ軍部の行政方式（文民統制）とそれに対応する教育訓練システムに倣ったこともあるが、第二次世界大戦後の国際・国内情勢を反映したものであろうし、とりわけ科学・技術の飛躍的發展に対応するという思想の実質化であろう。

さらに理工系教育がそれぞれの専門学科構成の下でおこなわれているにもかかわらず、卒業後に配置される職種（兵科）と専攻学科とは必ずしも直結しないということである。このことは、陸軍予科士官学校が、卒業時に卒業者を各兵科に振り分けた上で配属するのと同様であるが、少なくとも戦後の社会諸情勢、科学・技術の発達とりわけ軍事ないし軍需技術が、自衛隊幹部にとって理工系教育を基礎的・基本的教育として位置づけることを促したといえるであろう。

このことは、文部省系の大学院修士課程に相当する理工学研究科がすでに1962年に開設されており、そこには電子工学、航空飛翔学、造兵機械工学、物理工学、材料工学、地球工学そしてオペレーションズ・リサーチ専攻を置いており、6-1表にある防衛研究所はもちろん技術研究本部そして調達実施本部の要所々々にこの理工学研究科出身の自衛官が配置されていることからその必要性を理解することができる。そして文部省系の大学院教育が、入学試験があるにせよ学部教育に続いて行われるのが一般的であるの対して、防衛大学校理工学研究科への入学は、防衛大学校卒業後または一般大学等卒業者で自衛官に採用され部隊に配属されて3ないし5年を経過した初級幹部で入学を希望するものに対して選抜試験を行って決定される。すでに述べたことからわかるように、研究科の修了者は技術系幹部として、主に研究開発分野での活躍が期待されているが、もちろん本人の希望などによって運用分野へ進出する道も開かれている。

第3節 陸上自衛隊における教官養成および教育訓練方法

6-2図にある各職種（兵科）の学校の教官は、幹部上級課程または幹部特技課程以上の課程の修了者で成績が上位であり、さらに当然のことではあるが幹部自衛官としての勤務成績良好な者の中から適任者が指定され配置される。しかし教官としての勤務期間は2ないし3年であり、防衛大学校の教育職として採用された者以外で、経歴の大部分を教官として継続勤務する者はきわめて少ない。つまり教官としての学校等への配属・勤務は、一般課程の受講→部隊配属→より上級の一般課程ないし特技課程の受講→教官→部隊配属→より上級の一般課程あるいは上級の特技課程の受講→教官または指揮官あるいは幕僚としての勤務という過程の一つのステップとして位置づけられているのが特徴であるといえよう。教官としての能力・適性は、それ以前の課程での成績優秀者であり、教官としての業務が多様かつ多忙であったとしても一般、特技課程の教育訓練のための教材研究そしてそれを支える専門研究は、彼自身がより上級の課程へ進むための選抜に有利に働くことは想像に難くない。

陸上自衛隊の学校・教育部隊等の教官養成において、幹部課程に「服務及び防衛教養」という科目の中に「教育法」に関する科目が12時間置かれており、レッスン・プランの作成を中心として教育が行

われているが、文部省系の初等・中等学校の教諭免許状取得に当たって「教育職員免許法」で履修を義務づけられている「教職に関する科目」に相当する授業科目は設置されていない。教官としての適否は、学校・教育部隊等に配属後それぞれの機関の学校長をはじめとする幹部による「教授監察」というシステムを通して評価され、不十分な点については2から3ヶ月にわたる自己研修、自己啓発が求められ、またそれぞれの学校・課程の学生・生徒による卒業所見または修了所見によって自己点検さらなる自己研修、自己啓発によって教官としての資質、教育訓練方法の改善がおこなわれる。

各段階の課程は各職種、各特技そして各階級ごとに多様な期間とそれに対応する教育訓練内容が設定されているが、とくに一般課程での教官は、文部省系の高等学校、大学の教科または学科目担当者に相当する専門分野（戦術、特技など）の教官が配置されており、その中から課程を総括する主任が選任される。それぞれの課程の各種分野で用いられる教範（教科書）は多くの場合、各学校の研究部の研究員によって編纂され、陸上幕僚監部の教育訓練部の検討、承認を経て実用に供される。授業は教範およびそれにもとづいて作成されたレッスン・プランによって進められる。レッスン・プランは各担当教官の原案を前提にして教官集団の検討を経て正式に作成されるが、前年度までのレッスン・プランは整理・保存されており、同一の教育訓練内容の場合はそれを参照して対象学生の実状に応じて手直しする。しかし武器技術の進歩・高度化が急速であるため大部分は新たに作成されることになる。したがっていわゆる教材研究、それを裏付ける専門的な理論研究に多くの時間が費やされることになるという。初級・中級幹部に対する教育訓練は、各職種の幹部要員にふさわしい資質の「向上」を目的としている以上、教官としての能力・適性がすぐれていることはもちろん、学生・生徒から信頼され、尊敬される人格の持ち主であることが望まれる。とくに陸曹および陸曹候補学生の教育訓練は、学生が所属部隊に帰任すればそこで陸士の教育訓練に当たることになる。したがって実技指導が確実にできるように理論はもちろんとくに実技の習得のための教育訓練が重要な位置を占めることになる。実技を含む課程の教育訓練に当たるのは幹部自衛官と陸曹である。幹部は教官として陸曹は実技指導の助教として授業運営に当たる。武器の確実な運用を確保するために、また武器の性格によっては、平時においてはシュミレーション訓練が中心になる。シュミレーション装置は高度で精密な電子機器によって構成されているのであろうから、シュミレーション機器・装置の運用にとどそのまらずその保守・整備には高度の知識が欠かせない。このような事情から、教授法に関する知識以上に専門的知識、専門的技術・技能のマスターが学生を納得させ、確実に運用・保守・整備ができるようにさせるための決め手になる、という意識が一般的であるように思われる。

先に一般大学の教職課程の「教職に関する科目」について触れたが、教職課程受講の成果を総括するのは教育実習であり、教育実習の中心をなす教壇実習において決定的に重要なファクターは学習指導案の作成である。学習指導案の作成に当たって指導方法と並んで、あるいはそれ以上に重要なことは「教科に関する科目」の履修の成果であることはよく知られている。指導内容についての理解が不十分であれば、学習指導案としての形式がたとえ整っていたとしても、実際の授業は空疎なものにならざるをえない。したがって教職課程の教職、教科関係科目の担当教員の指導目標は、学習指導案の作成に集約される。

このようなことから自衛隊の教官養成システムを一般大学の教職課程と比較した場合、条件・レベルは違うが「教授監察」は差し当たり教育実習を総括する、そして校長、教務主任そして多数のベテラン

教諭さらに教育実習生の参加の下で行われる「研究授業」に相当するであろうし、とくに職種学校では多種多様な教育訓練に当たる教官の業務がレッスン・プランの作成に集中され、一つのレッスン・プランの作成にも教官集団による研究、討議が行われているとすれば、すぐれた成果を上げることが求められている大学付属学校あるいは研究指定校における教師集団の教材研究活動に勝るとも劣らない実績を蓄積できるであろうことは想像に難くないし、つねづね不十分な感を免れない一般大学の教職課程では求めえない、すぐれたそして実質的な養成システムであるといつてさしつかえないであろう。とりわけ中等教育段階以下の学校での教授法ないし指導方法についての研究は、近代以降の教育学研究の中心課題の一つになっていることは確かであるし、すぐれた研究成果が蓄積されている。しかしそれにもかかわらず大学教育においてはこの成果が必ずしも生かされているとはいいいがたいし、まして企業の現場などの学校外の実践的な教育訓練に対して有効性を発揮するような教授法、指導方法についての研究は、ようやく緒についた段階にあるといえよう。

第4節 補説 陸上自衛隊における「職業能力開発」

陸上自衛隊における「職業能力開発」つまり「職業能力開発促進法」で定めているような訓練職種の訓練内容についての教育訓練は、任期を満了して除隊する隊員に対するそれとして、陸上幕僚監部の教育訓練部の業務ではなく人事部援護業務課の所管になっている。

例えば武器学校では、この人事部所管の溶接訓練をも実施しており、その実技指導に陸曹とそれに相当する職位の嘱託（もとは自衛官であった。）が教官というより職業訓練指導員として教育訓練に当たっていた。この教官・嘱託は職業訓練指導員の資格を持っており、特技課程の助教とは違って溶接訓練の学科をも担当している。

面接したこれらの教官は、かつて職業訓練大学校の短期指導員養成課程に在籍していた人々であった。彼らは上述の一般課程あるいは特技課程の教官とは対照的に、指導方法の重要性について異口同音に指摘していた。短期指導員養成課程入学以前は、自分の過去の経験と自分なりの工夫だけで教えてきたが、指導学科の講義を聴いて指導方法においても専門的な理論があり、それに基づいた方法があることを知り、これまでの独りよがりな指導の仕方を反省すると同時に、専門領域の講義、実技訓練にも前向きに取り組む意欲を持つようになったという。とくに実技担当の教員による実技指導と実技に直接関連する知識・理論の指導を受けることを通して、それ以後は自信をもって指導に当たることができるようになったという。